

第6回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和7年6月30日(金) 午前10時00分 午前10時30分
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、 5 赤坂委員、6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	4 渡橋委員
推進委員	建山推進委員、原 一馬推進委員、大藤推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	南谷係長、上谷主任
5 審議案件	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第26号 非農地承認申請について 議案第27号 竹原市農地法事務処理ガイドラインの変更について 報告第11号 利用権(農地利用集積計画)の解約について 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番宮崎委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、4番 渡橋委員です。 議題説明の前に、当委員会より令和7年度の「広島県農業会議会長表彰」を受賞された方がいらっしゃるので紹介させていただきます。 この度、土居民喜委員が「広島県農業会議会長表彰」を受賞されました。土居委員は永年にわたり農業委員としてその職責を果たし、地域農業の健全な発展と農業委員会の活動に大きく寄与されました。その功績をたたえ、皆さん拍手をお願いします。
	(拍手)
議 長	ありがとうございます。土居委員のさらなるご活躍を期待いたします。 それでは、日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は畑、面積は178㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始するため、所有権を移転するためです。営農計画は、ネギ・ジャガイモを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田町自治会館から南東へ約220m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 1,676 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南東へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 244 m²、仮換地後の面積は 182.38 m²です。 自己住宅・駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 当該農地は令和 4 年 4 月 28 日付総会で転用許可済であります。区画整理にかかる仮換地に当たるため、換地処分が完了するまでは登記地目は農地のままになります。この度、土地を購入した譲受人に所有権を移転するため、再度、申請が提出されました。 以前の現地確認により、耕作されていないことは確認済みであり、住宅用地であることも事務局で確認済のため、現地確認は省略しております。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は33㎡です。 庭と駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既に整備され、庭と駐車場として利用されているため、譲渡人から始末書の提出を受けており、譲渡人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	福田町自治会館から北へ約150m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 248 m²、仮換地後の面積は 150.47 m²です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 当該農地は令和 7 年 1 月 31 日付総会で転用許可済であります。区画整理にかかる仮換地に当たるため、換地処分が完了するまでは登記地目は農地のままになります。この度、住宅を購入した譲受人に所有権を移転するため、再度、申請が提出されました。 以前の現地確認により、耕作されていないことは確認済みであり、住宅が建築済であることも事務局で確認済のため、現地確認は省略しております。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異 議）
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、本町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 62.32 m²です。 住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第26号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 1番の申請地は、西野町〇〇、西野町〇〇、西野町〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は223㎡です。 長く耕作放棄され、現況は山林原野と宅地であることを確認しました。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、梅王館から北東へ約1.2km付近にあります。 現地確認時、山林原野と化しており、一部は宅地として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計970㎡です。 昭和53年に当該敷地上に家屋が建てられ、宅地として使用されています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、JR吉名駅から東へ約1.4km付近にあります。 現地確認時、宅地として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして３番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の４ページ、参考資料の９ページをご覧ください。 ３番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、田万里町〇〇の計１６筆、 地目は田が１０筆及び畑が６筆、面積は計２,６６７㎡です。２０年以上耕作放棄さ れ、現況は山林原野となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原一馬推進委員から補足説明をお願いします。
原一馬 推進委員	申請地は、田万里郵便局から東へ約１km 付近にあります。 現地確認時、申請地はいずれも山林原野となっており、耕作が困難な状態とな っていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第４、議案第２７号「竹原市農地法事務処理ガイドラインの 変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	議案の 5 ページ、別紙「令和 7 年度農地法関係事務処理ガイドライン（概要）」をご覧ください。 詳しくは事務局から説明をいたします。 《農地法事務処理ガイドライン（概要）について説明》 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、次に日程第 5、報告第 1 1 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料 10 ページをご覧ください。 農業委員会に解約の届出のあった件数、筆数、面積等について報告いたします。件数は 1 件、筆数は田が 2 筆、面積は計 3,649 m²、対象人員は貸し手が 1 人、借り手が 1 人の解約届出がありました。 借主及び貸主の両名から令和 7 年 5 月 26 日に合意解約した旨の通知が令和 7 年 5 月 27 日にありました。詳細につきましては、参考資料の 10 ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	次に日程第 6、報告第 1 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 11～13 ページをご覧ください。 令和 7 年 5 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 5 件、筆数は田 21 筆、畑 25 筆の計 46 筆、面積は計 14,835 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 13～16 ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和7年第6回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之